

添付図書一覧表（地震に対する安全性に係る認定）

認定に必要となる図書	
共通図書	
省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図、各階平面図	
外観写真	
確認済証及び検査済証の写し（これまで交付されたものすべて）	
建築物状況確認書	
建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類	
耐震関係規定（※1）に適合している場合	
省令第33条第1項第1号による （構造計算書添付の場合）	省令第33条第1項第2号による （検査済証の写し添付の場合）
規則第5条1項に規定する確認済証等	
省令第28条第1項表(ろ)に規定する構造計算書	—
省令第33条第1項表に掲げる図面	—
—	省令第33条第1項第2号に規定する検査済証の写し
耐震診断基準（※2）に適合している場合	
耐震診断を行った部分	耐震改修を行った部分
耐震診断結果表	
耐震診断の評価書の写し（※3）	—
耐震診断実施者の資格が確認できる書類 （建築士免許証の写し等）	—
—	耐震改修計画の評価書の写し
—	耐震改修計画策定者の資格が確認できる書類 （建築士免許証など）
—	工事実施確認書
—	耐震改修工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類
登録資格者講習修了が確認できる書類	
耐震診断基準（※4）に適合している場合	
昭和56年6月1日以降の着工が確認できる確認済証等の写し及びその検査済証の写し	
委任状（※5）	

※1 平成19年6月20日以降の建築確認において適用されている耐震関係規定のこと。

※2 国土交通大臣が定める基準（平成18年 国土交通省告示第184号に記載の基準）のこと。

※3 耐震診断評価書は、「わが家の耐震改修促進事業（住宅耐震改修工事費補助又は被災特例分）の交付があったことを確認できる書類」に代えることが可能。

※4 昭和56年6月1日から平成19年6月19日までの建築確認において適用されている基準のこと。

※5 申請者から委任を受けた方が申請を行う場合に限り必要です。

なお、委任を受けたものの所属する事務所名（電話番号を含む）、事務所の別（行政書士事務所、一級建築士事務所等）、代理者の氏名及び身分（行政書士、一級建築士等）を記入し押印してください。

委任状に押印のある印鑑は、認定通知書をお渡しする時等に持参いただく必要がありますので、ご注意ください。